

# ものづくり・商業・サービス補助金 令和4年度2次補正予算関連

1.0版  
令和4年12月  
中小企業庁

# 中小企業生産性革命推進事業

①中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課  
 ②中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課  
 ③中小企業庁 経営支援部 経営支援課  
 ④中小企業庁 経営支援部 商業課  
 ⑤商務情報政策局 サイバーセキュリティ課  
 ⑥中小企業庁 事業環境部 財務課

令和4年度補正予算額 **2,000 億円**

※国庫債務負担含め総額4,000億円

## 事業の内容

### 事業目的

新型コロナや物価高、インボイス制度等の事業環境変化への対応に加え、GX・DXなどの成長分野への前向き投資や賃上げ、海外展開を促すため、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、国内外の販路開拓、事業承継・引継ぎを補助し、切れ目なく継続的に、成長投資の加速化と事業環境変化への対応を支援します。

### 事業概要

以下の事業を通じて、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者の成長を支えます。

①ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）  
 革新的製品・サービスの開発又は生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援します。  
 また、特に、大幅な賃上げに取り組む事業者へのインセンティブを強化するとともに、海外でのブランド確立などの取組への支援を強化します。

②小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）  
 小規模事業者が自ら経営計画を作成して取り組む販路開拓等を支援します。

③サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）  
 中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX、サイバーセキュリティ対策等のためのITツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援します。

④事業承継・引継ぎ支援事業（事業承継・引継ぎ補助金）  
 事業承継・M&A後の新たな取組（設備投資、販路開拓等）、M&A時の専門家活用（仲介・ファイナンシャルアドバイザー、デューデリジェンス等）の取組、事業承継・引継ぎに関連する廃業費用等を支援します。

## 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

国	運営費交付金等	独立行政法人 中小企業基盤整備機構	定額補助	民間 団体等	補助 (1/2、2/3等)	中小 企業等
		申請類型	補助上限額		補助率	
		ものづくり補助金	①通常種、②回復型賃上げ・雇用拡大種、 ③デジタル種、④グリーン種 ⑤グローバル市場開拓種	①、②、③：100～1,250万円 ④：100～4,000万円 ⑤：100～3,000万円 ※②以外において、大幅な賃上げに取り組み 事業者に補助上限を最大1,000万円上乗せ	①：1/2又は2/3 ②、③、④：2/3 ⑤：1/2又は2/3	
		持続化補助金	一般型	①：～50万円 ②～⑤：200万円 ※免状事業者からインボイス発行事業者に 転換する小規模事業者は、一律50万円上乗せ	2/3 ※②のうち赤字事業者は3/4	
		IT導入補助金	通常種	A類型 5万円～150万円未満 B類型 150万円～450万円以下	1/2以内	
		デジタル化 基盤導入種 (インボイス等 対応)	デジタル化基盤導入類型	【会計・受発注・決済・EC/フット】： ①50万円以下、②50万円超～350万円 【PC・タブレット等】：～10万円 【レジ・券売機】：～20万円	【会計・受発注・決済・EC/フット】： ①3/4以内、②2/3以内 【PC・タブレット等】：1/2以内 【レジ・券売機】：1/2以内	
			複数社連携基盤導入類型	(1)デジタル化基盤導入類型の対象経費（上記同様） (2)消費動向等分析経費（上記(1)以外の経費）：50万円×参画事業者数 補助上限：(1)+(2)で3,000万円、補助率：2/3以内 (3)事務費・専門家費：補助上限：200万円、補助率：2/3以内		
			セキュリティ対策推進種	5～100万円	1/2以内	
		事業承継・引継ぎ 補助金	経営革新 ①創業支援型 ②経営者交代型③M&A型	～800万円	1/2～2/3	
			専門家活用 ①買い手支援型 ②売り手支援型	～600万円	1/2～2/3	
			廃業・再チャレンジ	～150万円	2/3	

## 成果目標

【ものづくり補助金】事業終了後3年で、以下の達成を目指します。  
 ・補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上  
 ・補助事業者全体の給与支給総額が年率平均1.5%以上向上  
 ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標達成事業者割合65%以上

【持続化補助金】事業終了後1年で、以下の達成を目指します。

・販路開拓につながった事業者の割合を80%以上

【IT導入補助金】事業終了後3年で、以下の達成を目指します。

・補助事業者全体の労働生産性が年率平均3%以上向上

【事業承継・引継ぎ補助金】以下の達成を目指します。

・（経営革新事業）について、事業終了後5年経過後の経常利益の上昇率を5%以上

・（専門家活用事業）を契機に事業引継ぎに着手した事業者の成約率40%以上

# ものづくり補助金の全体像

※赤字箇所を令和4年度2次補正予算にて拡充予定

概要	補助上限額 ※下限額は全ての枠100万円		補助率	
<b>通常枠</b> 新製品・新サービス開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資及び試作開発を支援。	5人以下：750万円 6～20人：1,000万円 21人以上：1,250万円		1/2、 2/3(小規模・再生事業者)	
<b>回復型賃上げ・雇用拡大枠</b> 業況が厳しい事業者※が賃上げ・雇用拡大に取り組むための革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援。 ※前年度の事業年度の課税所得がゼロである事業者に限る。			2/3	
<b>デジタル枠</b> DXに資する革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援。				
<b>グリーン枠</b> 温室効果ガスの排出削減に資する取組に応じ、革新的な製品・サービス開発又は炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援。	<u>スタンダード</u>	5人以下：1,000万円 6～20人：1,500万円 21人以上：2,000万円	2/3	
<b>グローバル市場開拓枠</b> 海外事業の拡大等を目的とした設備投資等を支援。 <u>海外市場開拓（JAPANブランド）</u> 類型では、 <u>海外展開に係るブランディング・プロモーション等に係る経費も支援。</u>	<u>アドバンス</u>	5人以下：2,000万円 6～20人：3,000万円 21人以上：4,000万円		1/2、 2/3(小規模・再生事業者)



## 大幅な賃上げに取り組む事業者への支援

補助事業終了後、3～5年で大幅な賃上げに取り組む事業者に対し、上記枠の補助上限を100万円～1,000万円、更に上乘せ。（回復型賃上げ・雇用拡大枠は除く）

# ものづくり補助金の見直し・拡充

- 令和元年度補正予算～3年度補正予算を基に、現在13次公募を実施中。
- 13次公募締切後、令和4年度2次補正予算を基に、速やかに14次公募を開始予定。
- その後も、令和6年度まで切れ目なく公募を実施予定。

## 1. 大幅賃上げへの上乗せ支援

14次公募から

- 「成長と分配の好循環」を一層強力に推し進めるため、大幅な賃上げに取り組む事業者については、申請枠にかかわらず、一律で補助上限を引き上げる（回復型賃上げ・雇用拡大枠を除く）。

## 2. グリーン枠の拡充

14次公募から

- 温室効果ガスの排出削減に資する革新的な製品・サービスの開発や炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善等を行う事業者を対象に、温室効果ガス排出削減の取組段階に応じた3段階の支援類型を創設。高度な取組を実施している場合、補助上限額を最大4,000万円に拡充する。

## 3. 海外展開支援の強化

14次公募から

- 中小企業の海外市場開拓を強力に支援するため、一部類型について、補助対象経費に新たにブランディング・プロモーション等に係る経費を追加する。

## 4. 認定機器・システム導入型の新設

次年度以降の予算から

- 業種・業態に共通する生産性向上に係る課題を解決するため、認定を受けた設備・システムについて重点的に支援を行う類型を創設。今年度は、まず業種・業態に共通する課題を認定し、当該課題解決のための研究開発を促す。認定を受けた設備等への導入支援は、次年度以降実施予定。

## 5. その他

- ビジネスモデル構築型については、廃止する。

# 1. 大幅賃上げへの上乗せ支援

- 「成長と分配の好循環」を一層強力に推し進めるため、**大幅な賃上げに取り組む事業者については、従業員数に応じて補助上限を100万円、250万円、1,000万円引き上げる**（ただし、回復型賃上げ・雇用拡大枠での活用は不可）。
- 事業計画において、**補助事業期間終了後3～5年で「①給与支給総額年平均6%増加かつ②事業場内最低賃金を年額45円以上引上げ**」を満たし、賃上げに係る計画書を提出することを要件とする。
- **要件未達の場合には、上乗せ分については、全額返還を求める。**

## 【現行要件との比較】

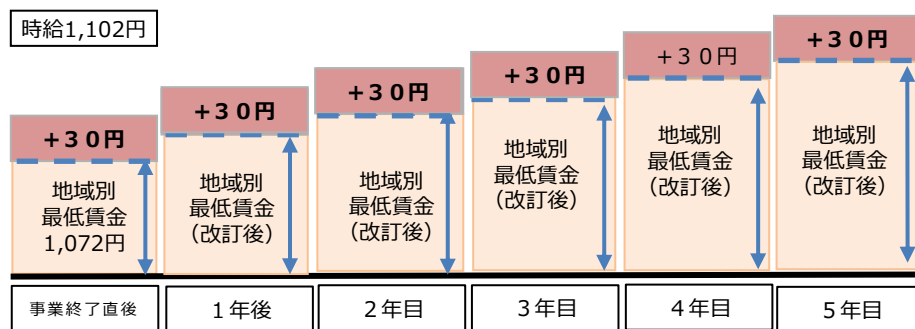
要件	通常の事業者	大幅な賃上げに取り組む事業者
①付加価値額	3%以上	同左
②給与支給総額	年率1.5%以上	左記の事業者より更に年率で <b>4.5%以上引上げ</b> =年率6%以上引き上げ
③最低賃金	地域別最低賃金+30円以上の水準とする	左記に加え、 <b>事業場内最低賃金を毎年45円以上引き上げる</b>
④補助金返還の要件	②給与支給総額、又は③賃金の増加目標が補助事業を完了した事業年度の翌年度の3月末時点において未達の場合には、補助金交付額の全額返還を求める	同左

## 【補助上限の引上げ額】

従業員数	上乗せ補助額	補助率
5人以下	100万円	各申請枠の補助率とする
6～20人	250万円	
21人以上	1,000万円	

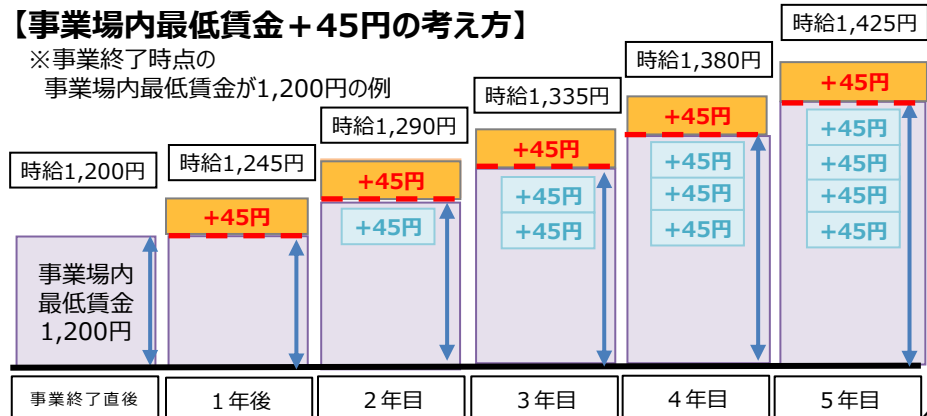
## 【地域別最低賃金+30円の考え方】

※2022年度11月時点、東京都で従業員の事業場内最低賃金が1,072円の事業者の例



## 【事業場内最低賃金+45円の考え方】

※事業終了時点の事業場内最低賃金が1,200円の例



## 2. グリーン枠の見直し・拡充

- 令和3年度補正予算からグリーン枠を創設し、温室効果ガスの排出削減等を目的とした設備・システム投資等を行う事業者を支援している。
- **温室効果ガスの排出削減に資する取り組みの段階に応じ、3段階の補助上限額を設定する。**
- **また、親取引企業からの要請を受けて取り組みを行う事業者には審査の際に加点を行う。**

### 【グリーン枠における申請要件・補助上限額の見直し】

類型	申請要件			従業員規模	補助上限額	補助率	
	温室効果ガス削減の取り組みの応じた支援メニューの拡大				支援額の拡大		
エントリー	事業期間 (3～5年)内 に事業場単位での 炭素生産性年率 平均+1%向上	GHG排出削減の取組未実施又 は初歩的な取組でも可	-	5人以下	750万円以内	2/3	
スタンダード				GHG排出削減に係る高度な 取組を実施していること (例：バイオマス素材への変更 等)	6人～20人		1,000万円以内
					21人以上		1,250万円以内
		5人以下			1,000万円以内		
アドバンス		省エネ法の定期報告で S評価若しくは過去3年 以内に省エネ診断等を 受診していること又はGX リーグに参加していること		親取引企業からの要請 を受けて取り組みを行う 事業者には審査の際に 加点	6人～20人		1,500万円以内
					21人以上		2,000万円以内
	5人以下		2,000万円以内				
				6人～20人	3,000万円以内		
				21人以上	4,000万円以内		

※グリーン枠については、機械装置の撤去費用についても補助対象経費に含む。(ただし、撤去費用>中古販売収入の場合のみに限る)

### 3. 海外展開支援の強化

- 令和元年度補正予算からグローバル展開型を創設し、海外事業の拡大・強化等を目的とした設備・システム投資等を行う事業者を支援している。
- 「新規輸出中小企業1万者支援プログラム」の一環として、ものづくり・商業・サービス補助金においても、グローバル展開型をグローバル市場開拓枠に改め、支援内容を拡充する。
- 具体的には、補助下限額を1,000万円から100万円に引き下げ、使い勝手を向上。また、一部の類型で、ブランディングやプロモーション等に要する費用を補助対象経費に追加。

#### 【グローバル市場開拓枠における申請要件について】

類型	補助率	補助額	補助対象経費
①海外直接投資 ②海外市場開拓 (JAPANブランド) ③インバウンド市場開拓 ④海外事業者との共同事業	1/2  小規模事業者 ・再生事業者 の場合 2/3以内	<b>100万円</b> ～3,000万円	①機械装置・システム構築費、 ②技術導入費、③専門家経費、 ④運搬費、⑤クラウドサービス利用費、 ⑥原材料費、⑦外注費、 ⑧知的財産権等関連経費、⑨ 海外旅費、 <b>⑩広告宣伝・販売            促進費 (海外市場開拓            (JAPANブランド)類型のみ)</b>

## 4. 認定機器・システム導入型の新設

- 業種・業態に共通する生産性向上に係る課題を解決するため、課題を認定し、当該課題解決に資する機械装置・システムを認定する仕組みを創設。
- なお、事務局に設置する委員会において課題を認定し、解決のための研究開発を実施するため、次年度以降の予算から新設する予定。

### Phase I 〈課題の認定〉

R4二次補正予算から開始

- ・業界団体・川下企業等から課題を提案
- ・今後、設置する委員会で、提案された課題について、広く中小企業に共通するものか、現場に即したものか、その解決が既存のツールでは解決困難なものかを審議。
- ・解決に資する機器等の開発を支援すべき課題を認定。

### Phase II 〈課題解決策の開発〉

- ・Phase Iで認定した課題の解決に資する機械装置・システムを、メーカーが開発。
- ※開発については、本事業において予算的支援はなし。

**ポイント**：導入支援により、メーカー等による自主的開発を促す。

### Phase III 〈機器等認定・導入支援〉

次年度以降の予算から開始

- ・委員会において、開発成果について審議。Phase Iで設定した課題の解決に資すると認められる機械装置・システムを認定。
- ・認定を受けた機械装置・システムについては、中小企業による導入を特別型により重点的に支援（上限引上げ及び優先採択を実施）。

従業員数	補助額	補助率
5人以下	1,000万円	1/2 (小規模事業者及び再生事業者は2/3)
6～20人	1,500万円	
21人以上	2,000万円	

課題の提案から機器等の導入まで、一気通貫の事業として実施



# 5. その他

## (1) ビジネスモデル構築型の廃止

最終公募実施済み

- 中小企業の革新的な事業計画策定を支援する「ビジネスモデル構築型」は廃止する。

## (2) 今後のスケジュール（案）

- 令和4年度2次補正～令和6年度にかけて、切れ目なく事業を実施する。

